

令和4年度
北海道庁本庁舎売店出店者公募要領

目 次

1	公募の名称	1
2	公募の基本的な考え方	1
3	公募業務の内容	1
4	出店の方法	1
	(1) 出店場所	
	(2) 出店期間	
	(3) 使用許可期間	
	(4) 使用料等	
5	企画提案公募手続き等に関する事項	2
	(1) 使用する言語、通貨及び単位	
	(2) 応募者の資格	
	(3) 参加表明手続き	
	(4) 参加資格の確認	
	(5) 現地説明会の開催	
	(6) 質問の受付	
	(7) 企画提案書等の提出	
6	審査及び選定に関する事項	5
	(1) 審査会の設置	
	(2) 審査及び選定の方法	
7	その他の注意事項等	6
	(1) 選定の対象からの除外	
	(2) 費用の負担	
8	スケジュール	6
9	参考データ	6
10	担当部局・問い合わせ先	6
	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 連絡先	

<ul style="list-style-type: none"> ・様式1 北海道庁本庁舎売店出店者公募参加表明書 ・様式2 北海道庁本庁舎売店出店者参加表明書記載事項変更届 ・様式3 北海道庁本庁舎売店出店者公募説明会参加申込書 ・様式4 北海道庁本庁舎売店出店者公募質問書 ・様式5 北海道庁本庁舎売店出店者公募企画提案書 ・様式6 企画提案辞退届 ・様式7 誓約書 ・様式8 社会保険等適用除外申出書 	北海道庁本庁舎売店出店者公募に係る審査基準
---	-----------------------

資料・本庁舎、別館庁舎の各階平面図

令和4年度北海道庁本庁舎売店出店者公募要領

1 公募の名称

北海道庁本庁舎売店出店者公募

2 公募の基本的な考え方

北海道が職員の福利厚生施設として北海道庁本庁舎地下1階に設置する「売店」を運営することができる、店舗経営に係る豊富な経験と実行力等を有する出店者を募集します。

出店予定者の選定にあたっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、もっとも優れた評価を得た応募者を、出店予定者として選定します。

3 公募業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 出店の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第205条の17の規定に基づき、行政財産使用許可申請を行ない、使用許可を受け出店するものとします。

(1) 出店場所

ア 名称 北海道庁本庁舎
イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 竣工年月 昭和43年4月
エ 出店場所 本庁舎地下1階（別添平面図参照）
オ 占有面積 505.85㎡（店舗428.90㎡、倉庫64.90㎡、廃棄物一時保管場所1.0㎡、従業員出入口部分11.05㎡）

※ 廃棄物一時保管場所は、本庁舎地下1階サービスヤード内の一部（縦100cm×横100cm）で、使用・不使用を選択可能

※ 従業員出入口部分は、売店店舗裏の出入口部分であり、仕様・不使用を選択可能。

ただし、隣接するトイレへの庁舎管理者等の出入りを妨げることなく、支障がない範囲での使用に限る。

※ 上記占有面積のほかに、パラボラアンテナの設置、光回線の敷設及び専用排気設備等の出店者専用設備が必要な場合の面積追加については、道と協議を行わなければなりません。

(2) 出店期間

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日（5年間）

（店舗の設置、撤去等に要する期間は、上記出店期間に含まれます。）

(3) 行政財産使用許可

ア 出店にあたっては、年度ごとに店舗場所に係る行政財産使用許可申請を行ない、行政財産使用許可を受けなければなりません。

イ 初年度の行政財産使用許可の期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までとします。

ウ 初年度の使用許可申請は出店者として選定を受けた後速やかに、また使用許可の更新を受けようとするときは使用を許可された期間の満了の2か月前までに、書面により道に申請しなければなりません。

(4) 使用料等

ア 行政財産使用許可を受けた際は、北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の規定に基づく行政財産使用料及び加算料金（以下「使用料等」という。）を支払うこととなります。

イ 行政財産使用料の額は、北海道行政財産使用料条例に基づき算定し、また加算料金の額は、北海道財務規則運用方針で定める加算料金基準算式例によります。

ウ 使用料等は、原則として前納となっており、道の発する納入通知書によりして期日までに納入しなければなりません。ただし、希望により四半期ごとに分割して納入することも可能です。

エ 道は、経済情勢の変動、道有財産関係法令の改廃その他の事情の変更により、特に必要があ

ると認める場合には、使用料等を改定することがあります。この場合において、出店者は改定された使用料等を支払わなければなりません。

オ 納入すべき使用料等に滞納がある場合は、行政財産使用期間中であっても許可を取消し、又は継続しない場合があります。

カ 行政財産使用料及び加算料金については、下表のとおりです。

行政財産使用料	使用許可期間中の建物使用料は、4(1)オの面積を使用する場合で、約1,078万円です。	
加 算 料 金	電気料	計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担していただきます。
	熱料金（冷暖房）	年額約71万円です。
	建物維持管理経費	年額約201万円です。 （内訳）警備費、消防設備保守点検料、水質検査料等、暖冷房設備保守委託料、電気設備保守委託料、昇降機保守点検料、害虫駆除料、貯水槽・排水設備清掃料
	上水道料金	井戸水利用のため徴収しません。
	下水道料金	従業員一人当たり年額約3,400円です。なお、店舗内で上水道を使用する場合は、別途計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担していただきます。
	清掃料	出店者が自ら行なうこととしますので、徴収しません。
	塵芥処理料・空ビン空缶 ペットボトル回収処理業 務手数料	店舗で発生した廃棄物については出店者が自ら行なうこととしますので、徴収しません。
電話回線使用料	内線による電話関係の加算料金は、1台あたり年額約4,300円です。 なお外線回線等を必要とする場合、それらの設置工事や維持管理に要する経費については出店者負担としますが、その方法については別途協議するものとします。	

※ この項（(4)使用料等）で記載している行政財産使用料・加算料金の額については、次の事項に留意してください。

- ・ 金額は、消費税及び地方消費税相当額込みの額です。
- ・ 令和4年度の算定額を参考値として示したものであり、令和5年度以降の各年度の算定額は、それぞれその前年度末に決定する予定です。
- ・ 使用を許可した日から翌年3月31日までの月割及び日割で算定した額になります。

5 企画提案公募手続等に関する事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨

ウ 単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(2) 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人に限り応募できます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク 北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。

ケ 令和 4 年 8 月 1 日現在で、道内でコンビニエンスストアの経営を行なっていること。（コンビニエンスストア運営会社のフランチャイズ加盟者は応募できません。また、コンビニエンスストア運営会社が出店者として選定された後、フランチャイズ契約に基づき第三者に運営を委託することはできません。）

(3) 参加表明手続き

ア 参加表明書の内容

出店者公募に対して応募しようとする者は、次の書類を提出してください。

提出書類	備考
北海道庁本庁舎売店出店者公募参加表明書(様式 1)	
法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	法務局発行のもので発行後 3 か月以内のもの
道税に滞納がないことの証明書	発行後 3 か月以内のもの
本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（道税の納付義務がない場合。）	発行後 3 か月以内のもの
消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書	発行後 3 か月以内のもの
北海道内に本店、支店又は営業所を有していることを証する書類	公にされている会社概要パンフレット等で令和 4 年 8 月 1 日現在のもの
暴力団関係事業者等に該当しない者であることの書類	誓約書（別添様式 7）
法定保険に関する書類	・ 加入状況 が確認できる書面の写し （納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など） ・ 届出義務がないものについては、別添様式 8 を提出してください。
その他知事が必要と認める書類	応募内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。

※提出を受けた書類は返却しません。

イ 提出部数

1 部

ウ 受付期間

令和 4 年 8 月 19 日（金）～同年 8 月 29 日（月）

エ 受付時間

土・日・祝日を除く毎日 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

オ 提出方法

書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。

カ 受付場所

「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

キ 記載事項の変更等

応募者は、提出した書類について書き換え、引き替え及び撤回はできません。ただし、応募資格を失ったとき、その他関係書類の記載事実（事務所の住所等）に変更があったときは、速やかに「北海道庁本庁舎売店出店者公募参加表明書記載事項変更届」（様式2）により届け出てください。

(4) 参加資格の確認

ア 確認の方法

道は、応募者が提出した参加表明書について、応募者が5(2)の各号に規定する応募資格を満たしているかの書面審査を行いません。

イ 結果の通知

応募資格に係る書面審査の結果は、応募者全員に文書で通知するものとします。

なお、審査結果に係る問い合わせや他の者に係る応募状況についての問い合わせには応じません。

(5) 現地説明会の開催

ア 開催日時

令和4年9月9日(金)

イ 参加申込

「北海道庁本庁舎売店出店者公募現地説明会参加申込書」（様式3）に必要事項を記入の上、電子メール、持参又は郵送により申し込んでください。

ウ 申込期限

令和4年9月6日(火)

エ 申込先

「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

オ その他

応募資格を得た応募者は必ず出席しなければなりません。現地説明会への参加がない応募者による企画提案書の提出は受け付けません。

(6) 質問の受付

企画提案書の提出等に関する質問がある場合は、様式集の「北海道庁本庁舎売店出店者公募質問書」（様式4）により提出してください。

ア 受付期間

令和4年9月12日(月)～同年9月16日(金)午後5時まで

イ 受付場所

「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

電子メール、持参又は郵送で提出してください。

なお、電子メールで提出する場合、メールの件名は「道庁本庁舎の売店運営に関する質問」としてください。

エ 回答方法

質問に対する回答は、応募資格を得た応募者全員に電子メールで回答します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答します。

オ 回答日

令和4年9月30日(金)頃

カ その他

応募資格を得た応募者以外からの質問及び受付期間終了後の質問は受け付けません。

(7) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、提案は1者1提案に限ります。

- (ア) 提出書類：北海道庁本庁舎売店出店者公募企画提案書（様式5）
- (イ) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。
- (ウ) 提出先：「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ
- (エ) 受付期間：令和4年10月11日（火）から同年10月21日（金）まで
- (オ) 受付時間：土・日・祝日を除く毎日 午前9時～午後5時30分
- (カ) 提出部数：上記アの企画提案書を8部、ただし、7部は応募者名及び応募者の名称等が推測される箇所を白抜きした完全な複写としてください。
- (キ) その他：企画提案書の再提出は、受付期間内に限り行なうことができます。
なお、提案書の部分的な差換えは認めません。

イ 提案の辞退

企画提案書を提出した後、道が出店予定者を決定し公表するまでの間に応募を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式6）を提出してください。

なお、企画提案辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

また、受付期間内に企画提案書の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査会の設置

道は、「北海道庁本庁舎売店出店者公募審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、応募者の企画提案書を審査し、その結果、最も評価が高いと認められる者を出店予定者として選定します。

なお、公募開始から道が出店予定者を選定し公表するまでの間に、応募者が審査会の委員に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出したりすることにより、自らを有利に、又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じます。

審査会の構成		
1	委員長	総務部人事局長
2	委員	総務部総務課長（庁舎管理）
3	委員	総務部行政局財産課長（財産運用）
4	委員	総務部人事局職員厚生課長
5	委員	自治労全北海道庁労働組合連合会札幌総支部推薦者
6	委員	自治労全北海道庁労働組合連合会札幌総支部推薦者（若年層）

※ 必要に応じ、アドバイザーとして外部有識者を招くことがあります。

※ 審査会の委員は、やむを得ない事情により、変更することがあります。

(2) 審査及び選定の方法

ア 企画提案の審査

企画提案書の審査及び出店予定者の選定の方法の詳細については、「北海道庁本庁舎売店出店者公募に係る企画提案書の審査基準」のとおりとします。

イ 審査会（プレゼンテーション）の実施時期及び審査結果の通知

- (ア) 各応募者がプレゼンテーションを行なう審査会は、令和4年11月中旬に実施する予定です。
- (イ) 上記審査会の実施の詳細については、各応募者に別途通知します。
- (ウ) 道は、審査会における審査の結果を、応募者ごとに当該応募者が選定されたか否かについて文書で通知します。

なお、他の者に係る審査の結果や自らまたは他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには応じません。

(イ) 出店予定者の公表

出店予定者の公表は、上記イ(ウ)の審査結果の通知後、道のホームページで行います。

北海道総務部人事局職員厚生課ホームページアドレス

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sks/koubo/>

7 その他の注意事項等

(1) 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、もしくは出店予定者としての選定を取り消すことがあります。

ア 審査会の委員または選定業務に従事する職員に対し、本件提案について不正に接触する行為その他公正な選定手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 提案書類等に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ 5(2)に掲げる応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

カ 応募者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者として業務を行なうことについてふさわしくないと認めた場合

(2) 費用の負担

応募、提案等の手続きに関し応募者が要する費用は、各応募者の負担とします。

8 スケジュール

公募の公告（要領配付）	令和4年8月19日（金）～
参加表明書受付	令和4年8月19日（金）～令和4年8月29日（月）
現地説明会参加受付	令和4年9月1日（木）～令和4年9月6日（火）
現地説明会	令和4年9月9日（金）
質疑書の受付	令和4年9月12日（月）～令和4年9月16日（金）
質疑書に対する回答	令和4年9月30日（金）
企画提案書の受付	令和4年10月11日（火）～令和4年10月21日（金）
プレゼンテーション	令和4年11月中旬
出店予定者の決定	令和4年11月中旬
行政財産使用許可申請	令和5年1月
工事協議	令和4年12月～
工事期間	令和5年4月3日（月）～令和5年4月末まで

9 参考データ

道庁本庁舎等で勤務する職員数

区分	人数
本庁舎	約3,400人
別館庁舎	約1,600人
別館西棟	約140人

10 担当部局・問い合わせ先

- (1) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- (2) 名称 北海道総務部人事局職員厚生課健康管理係
- (3) 連絡先 電話：011-232-4111(内線 22-345)／ファクシミリ：011-232-2231
電子メールアドレス：somu.kosei2@pref.hokkaido.lg.jp